

議案第2号

町村議会議員のなり手不足対策の推進に関する決議

令和5年4月までの4年間における町村議会議員の一般選挙では、全体の4分の1を超える254町村が無投票、31町村が定数割れとなっており、さらに、令和9年4月までの4年間では、全体の3分の1を超える316町村が無投票となる可能性が指摘されている。

なり手不足は、住民の主権者意識を低下させるとともに、議会の存在意義を脅かし、二元代表制の趣旨を損なう危険性があるだけでなく、選挙が行われる機会が度重なって失われることは、地方自治の弱体化を招き、都道府県・国の危機にも繋がるものである。

なり手不足を解決していくためには、各町村議会において対策を進めていく必要性を明確にし、住民と問題意識を共有していくことが必要であるが、町村議会の取組に加え、町村長、都道府県、国などとの幅広い協働が不可欠である。

なり手不足問題は、定数割れとなった一部の町村議会のみならず、全町村議会にとっての課題であり、また、町村・都道府県・国にとっても重要な問題である。町村議会が我が国における地方自治・民主主義に果たす重要性に鑑み、全国の町村議会が軌を一にしてなり手不足対策に取り組んでいくこととする。

国においても、議員のなり手不足対策の取組を推進すべく下記事項の実現を強く要請する。

記

- 1 町村議会が取り組むなり手不足対策への財政支援
- 2 町村としての取組への助言と支援
- 3 都道府県としての取組への助言と支援
- 4 女性の立候補を後押しするための情報提供及び支援制度の構築

以上、決議する。

令和6年7月10日

全国町村議会議長会
都道府県会長会